

今治市児童育成支援拠点事業運営業務事業者地区指定
公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和7年9月10日

今治市長 徳 永 繁 樹

1 業務概要

- (1) 業務名
今治市児童育成支援拠点事業運営業務
- (2) 業務の目的
養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所を提供し、個々の児童に応じた支援を提供するとともに親子関係の再構築に向けての取組みを進めることを目的とします。
- (3) 業務内容
別紙「今治市児童育成支援拠点事業運営業務仕様書」（以下「仕様書」といいます。）のとおりに
- (4) 事業所を設置する地区割
市域を8つに地区割し、地区ごとに1事業所
地区割の詳細は、仕様書のとおりに
- (5) 事業開始日
令和8年4月1日
実施場所の整備に関する計画書を提出する事業者においては、同計画に基づき整備ができた日以降（令和10年3月31日までの整備が完了すること）

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 市税等において未納がない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除きます。
- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (6) 法人である者

4 担当部署

今治市役所

こども未来部 こども未来課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL：0898-36-1529

FAX：0898-34-1145

E-MAIL：kodomo@imabari-city.jp

5 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

6 実施要領等の配布

- (1) 配布期間
令和7年9月10日（水）から令和7年10月1日（水）午後5時15分まで
- (2) 配布場所及び方法
今治市こども未来課ホームページよりダウンロードしてください。
<https://www.city.imabari.ehime.jp/kodomo/proposal/06/>

7 参加表明

- (1) 提出期間
令和7年9月10日（水）から9月17日（水）午後5時15分まで（必着）
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所
前記4「担当部署」
- (3) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 事業者概要（様式第2号）
 - ウ 実績調書（様式第3号）
官公庁との契約又は団体等から補助等を受けて実施した主な事業をご記入ください。
 - エ 今治市税完納証明書（原本）
 - オ 消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）

- カ 登記事項証明書（原本）（代表事項証明書を含む）
- キ 印鑑証明書（原本）
- ク 申立書（様式第 4 号）（提出書類のうち、正当な理由があり提出できない書類がある場合に提出）

なお、今年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者は、エ～キの書類について、これを省略することができます。

（4） 提出部数

1 部

（5） 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

（6） 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記 3 「参加資格要件」を満たしているかについて書類審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和 7 年 9 月 18 日（木）までに通知します。

8 企画提案書の提出

（1） 提出期間

令和 7 年 9 月 18 日（木）から令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時 15 分まで（必着）
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分まで

（2） 提出場所

前記 4 「担当部署」

（3） 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第 6 号）
- イ 別紙事業実施プログラム（様式第 6－1 号）

（4） 企画提案書作成要領

- ア 企画提案書は A 4 版で作成してください。
- イ 仕様書に沿って企画提案を作成してください。
- ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成してください。
- エ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。

（5） 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

（6） 提出部数

- ア 正本 1 部
- イ 副本 8 部

9 選定方法

選定は、今治市児童育成支援拠点事業運営業務事業者地区指定公募型プロポーザル選定委員会が行い、前記5「評価項目及び評価基準」により地区ごとに指定する事業者（以下「地区指定者」といいます。）を各地区1者（8地区合計で8者まで）選定します。

（1）プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した者に対し企画提案についてのプレゼンテーション審査を実施し、前記5「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価を行います。同一地区で同一得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、前記5「評価項目及び評価基準」の審査項目（2）実施内容の評点の高い順に、同項目の評点と同じ場合は⑪の評点が高い者を、それも同評価の場合には、⑥⑦⑧①の順に、評点の差が出るまで比較をし、地区指定者として選定します。

プレゼンテーションは、説明員と審査員が対面で行う方法とします。

（2）同一地区で参加者が1者の場合でも、プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、事業の目的を達成できるものであると判断したときは、地区指定者として選定します。

（3）同一地区内の全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、地区指定者を選定しないものとします。

（4）プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

10 選定結果

選定結果を電子メールにより参加者全員に通知します。

11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

（1）参加資格要件を満たしていない場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（4）企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合

（5）プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

（6）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

（7）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。